

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> <p>1-1-2 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への再委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>法第29条第1項の規定による認可業務の認可（合併により存続会社又は新設会社に認可をする場合を除く。）</u></p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3-4-1～3-4-4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> <p>1-1-2 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への再委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>法第29条第1項の規定による認可業務の認可（当該財務局の管轄区域内で最初に認可するものに限る。）</u></p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3-4-1～3-4-4 (略)</p> <p><u>3-4-5 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について</u></p> <p><u>(1) 証券会社が、法第2条第8項第5号又は第6号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号に規定する債券をいう。）を個人の顧客に取得させ又は売り付</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 9 号の規定に該当するものとする。</u></p> <p>① <u>当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨。</u></p> <p>② <u>当該債券の償還条件が、有価証券市場における相場その他の指標（以下「指標等」という。）の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨。</u></p> <p>(2) (1)①については、以下の点に留意すること。</p> <p>① <u>「当該債券」とは、個人向け社債等（日本証券業協会の「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に定義する「個人向け社債等」をいう。）に該当する債券をいうこと。</u></p> <p>② <u>「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券（新発債）の償還日に 6 ヶ月を加えた期間内に償還日が到来するものうち、当該債券（新発債）の償還日に最も償還日の近い銘柄（複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。）をいうこと。</u></p> <p>③ <u>「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集（売出）時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値（α）</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>を基に判断すること。</u></p> <p>$\alpha = X$ (類似の債券のクレジット・スプレッド相当分) $- Y$ (当該債券 (新発債) のクレジット・スプレッド相当分)</p> <p>$X =$ (類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値(募集を行う日の前日付で発表された値)の平均値^(注)) $-$ (類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単利(募集を行う日の同日付で発表された値))</p> <p>$Y =$ (当該債券 (新発債) の応募者利回り (単利)) $-$ (当該債券 (新発債) と償還日が最も近い国債の公社債売買参考統計値の平均値単利(条件決定日の翌日付で発表された値))</p> <p>(注) 「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各報告会員の報告値 (単利) を単純平均したものとする。</p> <p>(3) (1)②については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 「顧客にとって不利な状況」とは、証券会社があらかじめ一定の値幅を定め、債券を取得させ又は売り付けようとする時点の(又はその前日の対象銘柄の終値等を基にした) 当該債券の理論価格</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>が募集（売出）価格からの当該値幅を超えて下落している場合をいうこと。</u></p> <p>② <u>①の理論価格は債券の発行（売出）条件を決定した際に基となった算定式によって算定すること、値幅は募集・売出期間後の販売に係る社内ルールにおいて定められた水準（仕切値幅制限）を踏まえたものであること、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行うこと及び当該取扱いに係る社内ルールの整備など適切な社内管理体制を整備すること。</u></p> <p>③ <u>他社株転換権付社債や償還特約付日経平均リンク債といった株式市場の相場により償還条件が決まる債券(以下「E B等」という。)に関する「顧客にとって不利な状況」については、上記①の方法に代えて、E B等を取得させ又は売り付けようとする時点の対象銘柄の価格（又はその前日の対象銘柄の終値）が、当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）と比較して7%以上下回る場合とすることも認められること（募集（売出）期間前に当該方法によることをあらかじめ定めている場合に限る。）。</u></p> <p>④ <u>募集・売出期間中に上記のいずれの方法を採用するかに関わらず、募集・売出期間経過後のE B等の販売に当たっては、社内ルールに基づいて算出した適正な取引価格を提示しない場合には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第1号違反となる場合があること。</u></p>